

第49回経済産業省契約等評価監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年6月22日（木） 経済産業省別館11階1111会議室及びオンライン会議	
委員	委員長 梶川 融（太陽有限責任監査法人 代表社員 会長） 委員 梅野 晴一郎（長島・大野・常松法律事務所 弁護士） 委員 川澤 良子（Social Policy Lab株式会社 代表取締役） 委員 木村 琢磨（千葉大学大学院 教授） 委員 藤居 俊之（東京工業大学 教授）	
審議対象期間	－	
抽出案件	一件	（備考） 以下の議題について議事を執り行った。 1．採択後の提案変更の際の対応の在り方（審議事項） 2．公告・公募期間の適正運用について（審議事項） 3．二者応札・応募時の採点結果の公表について（審議事項） 4．採択者及び不採択者の提案内容に関する情報開示の在り方（審議事項）
一般競争入札方式	一件	
最低価格方式	一件	
総合評価方式	一件	
指名競争入札方式	一件	
最低価格方式	一件	
総合評価方式	一件	
競争的随意契約	一件	
単純随意契約	一件	
補助金	一件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	別紙のとおり	

(議事概要)

- 電気・ガス価格激変緩和対策事業の事務局選定に関する国会審議等を踏まえ、会計ルールの見直しについて議論を実施。委員から出された主な意見等は以下のとおり。

議題1．採択後の提案変更の際の対応の在り方（審議事項）

(審議内容)

- 特に大規模事業において、採択後に提案内容が実質的に変更された場合（大幅な増額等）、再度第三者委員会に諮る必要があるか。また、その際はどの者のどのような内容を諮問すべきか。

(主な意見等)

- 国民的理解を得るという観点から、また、事後的な提案内容の抑止力を図るという観点からも、再度諮問を要すると考えるのが原則で、振り出しに戻り得るということは、あらかじめ事業者に周知しておくべき。
- 緊急性と透明性のバランスを踏まえて再諮問の内容を考えるべき。国が示す仕様書が不十分であったために発生した変更・増額なのか、事業者側の想定不足・見誤りなのかによって取扱いが変わってくるのではないか。事業者間で比較可能な項目しか第三者委員会も審査し得ないので、前者であれば採択者の変更部分のみを再審査、後者であれば不採択者も含めて提案内容を再審査するのがよいのではないか。
- 許可に係る訴訟の場合に照らし合わせると、対抗する不採択者が存在する場合にはその者も含めて再審査ということになろうし、存在しなければ採択者の変更・増額部分のみ再審査すればよいということになろう。
- 最初のプロセスとしては、当初の不採択者に対する再諮問の意思確認が必要。
- 採択者が提案内容の変更により再度審査した結果、不採択となった場合、緊急で事業を実施するために国側からの要請で、かつ、国の承認も得た上で事業の事前着手を行っていたときなど、事業者側に帰責事由がないケースでは何らかの補填をする必要があるのではないか。

(まとめ)

- 採択後、提案内容に実質的な変更（契約金額や間接補助事業等の事務局経費の10%以上の増額等）がある場合は、再度第三者委員会に諮問することが必要。諮問内容は、緊急性と透明性とのバランスを勘案しつつ、当省側の事情による変更の場合は、採択者からの提案の変更部分のみを審査するが、事業者側に帰責性が認められる変更内容である場合は、不採択者も含めた全ての事業者の提案（変更があれば変更後のもの）を再審査にかけることが妥当。

議題2．公告・公募期間の適正運用について（審議事項）

(審議内容)

- 特に「大規模事業」において、公告・公募期間を原則（20日以上）より短縮する場合、その妥当性を外部有識者による審査に付すべきか。事業ごとに事前に

外部有識者による審査を行うか、事後的に外部有識者に検証を行ってもらうのが良いか。

(主な意見等)

- 事前に外部有識者が審査をする時間的な余地や判断材料が十分にあるのか不明。また、事前に外部審査を行うことで緊急に開始すべき事業開始が遅れてしまうことも考えられる。加えて、第三者（外部有識者等）にそこまでの権限が移譲できるのかという手続上の問題もある。客観的かつ定量的な観点で短縮期間及びその理由を官房会計課において審査して、事後的に外部有識者がその妥当性を検証する形が手続として適切なのではないか。
- 行政手続法の聴聞手続では、許認可の取消というような重大な処分であっても、事前手続がショートカットできるという例外がある。公益上の理由がある場合にはショートカットを認めるのが現実的ではないか。

(まとめ)

- 定量的かつ対外説明可能な理由が整理されていることを前提に、従来どおり事前に会計課による事前承認を行った上で、事後的に、一定期間分の案件を取りまとめて、経済産業省契約等評価監視委員会において報告し、省内プロセスの妥当性について検証を実施する。

議題 3. 二者応札・応募時の採点結果の公表について（審議事項）

(審議内容)

- 二者応札・応募の場合（現行では採点結果は非公表）でも、採択者・不採択者の採点結果を公表すべきか。

(主な意見等)

- 事業者の応募するインセンティブが低下してしまう懸念はありつつも、透明性確保の要請が高まっていることを踏まえると、二者応札・応募の場合を特別扱いする理由はなく、不採択者も含めて採点結果を公表すべき。
- 不採択者も含め採点結果が公表されることはあらかじめ公告・公募段階で明記しておくべき。

(まとめ)

- 手続の透明性の要請が高まっていることを鑑み、今後は二者応札・応募であっても、両者の採点結果（点数）及び評価コメントは三者以上応募と同様に公表する（公表が前提であることをあらかじめ公募要領等に明記する）。

議題 4. 採択者及び不採択者の提案内容に関する情報開示の在り方（審議事項）

(審議内容)

- 資料要求や開示請求等への対応に関して、特に事業者作成文書（従来は、事業者照会により個別判断）について当省としてあらかじめ開示・不開示の判断に関して類型的に整理しておく必要があるのではないか。
- レビューシート等で事後的に公表することになる情報は開示することとする。通常は公表されない情報については、第三者（事業者）に意見照会を行って個

別判断を行うことが原則だが、意見募集や事前接触の際の事業者名や意見内容については原則不開示とし、再委託比率50%超の理由書、事業報告書については、あらかじめ開示・不開示を分けて作成・提出してもらうのも一案ではないか。

(主な意見等)

- 再委託理由書は開示されないと国民感情的には納得できない。履行体制図が公表されることも踏まえると、意図的に黒塗りにしたとの疑念を払拭する意味でも、公にできる理由がなければ認められないと牽制を効かせる意味でも原則開示とすべき。あらかじめ開示を前提として周知し、秘密情報があれば別紙という形で申請段階から分けてもらうのが良いのではないか。
- 開示部分と不開示部分を分けて作成させる場合は、事業者サイドは不開示の方に大半の情報を記載してきて、不開示様式に入れたのだから当然不開示になると思い込む懸念もあり、開示部分の方が多くなる運用になるよう留意が必要。ただ、あらかじめ分けて作成するとなると、緊急性の高い案件でも、事業者側での意思決定プロセスがまた1つ増えてしまうので、あらかじめ全体として周知はしておいた方が良い。
- 事前接触記録については、内容は明かせなくても、接触者数や属性は求められれば開示しても良いのではないか。
- 総務省の情報公開・個人情報保護審査会においては、個別判断によるのが原則であるという先例答申がある中ではあるが、可能な限り定型化する方針というのはいずれあり得る。
- 開示部分と不開示部分を最初から分けることで、一定の心理的な牽制という効果もあると思われる。全てを不開示部分に記載するような者が事業を担う上で適切かという点も審査の1つの観点になり得る。
- 提案書等も見たいという要請がある中で透明性を高めていくためには、審査結果の公表内容をもっと充実させるという方向性もあると思う。何故当該採択者に決まったのかという審査結果を充実させることで納得感を高めていく方向についても、今後見直しを進めていってほしい。

(まとめ)

- 不採択者については、従来どおり第三者意見照会を行った上で個別判断をしていくのが妥当。
- 採択者の提案書のうち、行政事業レビューシート等で事後的に開示予定の情報については、公募要領等にあらかじめ「開示請求等があれば開示される」旨を明記した上で（個別の事業者照会を要せず）開示の判断を行う。開示予定とされていない情報については従来どおり第三者意見照会を行うことを原則とする。
- 意見募集や事前接触の際の事業者名や意見内容等は原則不開示としつつ、接触者数や属性等は求められれば開示。
- 採択者の再委託費率50%超の理由書や事業報告書は原則開示することが妥当。あらかじめ開示を前提とした様式とし、不開示情報は別紙として作成してもらう。